

様式第73号の7(第10条関係)

年 月 日

彦根市長 様

所有者(納税義務者)

住 所 _____

フリガナ _____

氏名・名称 _____

※個人は署名が必要、法人は代表者印が必要

電話番号 _____

個人番号または法人番号

Grid for personal or corporate number

大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税減額申告書

彦根市市税条例付則第7条の3第11項の規定により申告します。

Table with 5 columns: 所在地, 家屋番号, 種類, 床面積, 登記年月日. Includes rows for building details and reasons for delay.

別記様式第79号および別記様式第79号の2を次のように改める。

様式第79号(第14条関係)

軽自動車税(種別割)納税通知書

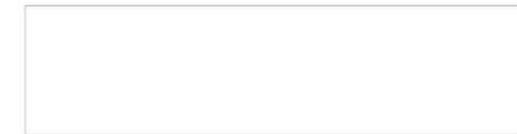
滋賀県彦根市 252026

軽自動車税(種別割)の課税明細

(単位:円)

Table with columns: 車両番号, 車種, 初度検査年月(※), 重課税率, 税額. Rows 1-6.

※「初度検査年月」は、三輪および四輪の車両のみ記載しています。



本書のとおり、 までに納付してください。

彦根市長

◎各税率表

○原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

Table with columns: 車種, 税率. Rows for 原動機付自転車, 二輪車, 小型特殊自動車.

○三輪・四輪以上の軽自動車

Table with columns: 車種, ①旧税率, ②新税率, ③重課税率. Rows for 三輪, 四輪 (乗用, 貨物).

①旧税率: 初度検査年月が平成27年3月以前の車両で、重課税率の対象外車両
②新税率: 初度検査年月が平成27年4月以降の車両
③重課税率: 賦課期日(4月1日)現在で、初度検査年月より13年を経過した車両
本年度は、初度検査年月が 年 月 以前の車両に重課税率が適用されます。

○三輪・四輪以上のグリーン化特例対象軽自動車

グリーン化特例(軽課)とは、排出ガス性能および燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両について、1年度分限り軽自動車税(種別割)を軽減する特別措置です。令和3年度税制改正によって、軽四輪車等のグリーン化特例について、特別の対象車を見直したうえで、適用期限が2年間延長されました。これにより次の(ア)~(ウ)の基準を満たす車両について、自動車検査証(車検証)に記載された「初度検査年月」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの対象車は令和4年度分限り軽自動車税が軽減され、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの対象車は令和5年度分限り軽自動車税が軽減されます。

- (ア) 電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)
(イ) 営業乗用: 平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成(★★★★)のうち、令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成車
(ウ) 営業乗用: 平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成(★★★★)のうち、令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成車

※(イ)、(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車に限り(ハイブリッド車含む)。

Table with columns: 車種, 軽課税率 (ア)新税率の75%軽減, (イ)新税率の50%軽減, (ウ)新税率の25%軽減, (参考)新税率. Rows for 三輪, 四輪.

車両の初度検査年月や燃費基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)に記載されています。

お問合せ番号

個人情報保護のため、本人またはご家族の方のお問合せのみお答えしております。
本書をお手元にして、お問合せ番号をお伝えください。

◎軽自動車税(種別割)について

1 課税の根拠

この税は、地方税法第443条および彦根市市税条例の規定により、賦課期日現在、市内に主たる定置場を有する軽自動車の所有者に対して課税されます。

2 審査請求および処分の取消しの訴え

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に彦根市長に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に彦根市を被告として(彦根市長が被告の代表者となります)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 延滞金および督促手数料

① 納期限までに税金を完納しない場合は、税額に次の割合を乗じて得た金額の延滞金を納めていただきます。

- 納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間 … 上限率 7.3%
- 納期限の翌日から1箇月を経過する日の翌日以降の期間 … 上限率 14.6%

【端数処理の方法】

- ・ 税額の1,000円未満の端数は、切り捨てます。
- ・ 税額が2,000円未満のときは、延滞金がかかりません。
- ・ 計算した延滞金が1,000円未満の場合には、その全額を切り捨てます。
- ・ 計算した延滞金が1,000円以上の場合には、100円未満の端数を切り捨てます。

② 納期限までに納付がないときは、納期限後20日以内に督促状を発送します。督促状を発送した場合には、発送した日の翌日から1通100円を徴収します。

◎軽自動車に関する手続きについて

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で登録されている所有者に課税されます。

一 廃車や名義変更の手続きが済んでいないと、いつまでも元の所有者に課税されることになります。

※軽自動車税(種別割)には、月割課税制度はありません。4月2日以降に廃車または名義変更をされても、今年度は全額課税されます。※廃車とは書類上の手続きを指し、解体手続きとは異なり別途申請が必要となりますのでご注意ください。

【名義変更の手続きは15日以内】
軽自動車などを知人に譲ったりしたときは、その理由が発生した日から15日以内に名義変更などの手続きをしなければなりません。相手方に手続きを依頼したときは、トラブル防止のため、後日自分で確認してください。

また、軽自動車の名義人の方が亡くなった際、その車両を引き続き使用する場合は、名義変更の手続きが必要です。

【廃車の手続きは30日以内】

業者へ下取りに出したり、故障、事故、車検切れなどで乗らなくなった軽自動車などは、その理由が発生した日から30日以内に廃車の手続きをしなければなりません。

登録がされたまま廃車の手続きがない場合、登録されている所有者に課税されます。

【転出に伴う手続き】

車両を持って転出している場合は、転出先にて標識番号の交換、住所(定置場)の変更の手続きをしてください。

なお、市区町村によって持参するものが異なる場合がありますので、各手続き先で確認してください。

車種	手続き窓口・電話番号
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊農耕車 小型特殊自動車	彦根市役所税務課市民税係 0749-30-6140(直通)
軽自動車(三輪以上)	軽自動車検査協会滋賀事務所 050-3816-1843
普通自動車 125cc超のバイク	近畿運輸局滋賀運輸支局 050-5540-2064

◎身体障害者等に対する減免について

○減免を受けられる方の範囲

身体障害者等の状況	納税義務者(所有者)	運転者(使用者)	使用目的※
身体障害者	本人	本人	①
		生計を一にする者	②
精神・知的障害者	本人・生計を一にする者	本人	①
		生計を一にする者	②
満18歳未満の身体障害者	生計を一にする者	生計を一にする者	②
身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等	本人	身体障害者等を常時介護する者(生計を一にしない者)	

身体障害者等の減免を受けることができる車両は、普通自動車を含めて1人につき1台限りとなります。

※使用目的について

- ①…問わない。
- ②…専ら身体障害者等の通学、通院、通所、生業のために使用する。

○減免を受けられる障害の等級

障害の区分	身体障害者等本人が運転する場合		生計を一にする者・介護者が運転する場合	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害	1~4級	特別項症~第4項症	1~4級	特別項症~第4項症
聴覚障害	2、3級	特別項症~第4項症	2、3級	特別項症~第4項症
平衡機能障害	3級	特別項症~第4項症	3級	特別項症~第4項症
音声機能障害	3級 (喉頭摘出者のみ)	特別項症~第2項症 (喉頭摘出者のみ)	-	-
上肢不自由	1、2級	特別項症~第4項症	1、2級	特別項症~第4項症
下肢不自由	1~6級	特別項症~第6項症 第1款症~第3款症	1~3級	特別項症~第4項症
体幹不自由	1~3、5級	特別項症~第6項症 第1款症~第3款症	1~3級	特別項症~第4項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2級	-	-
	移動機能	1~6級	-	-
下記機能障害 心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能 小腸機能、ぼうこう又は直腸機能	1、3級	特別項症~第3項症	1、3級	特別項症~第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1~3級	-	1~3級	-
肝臓機能障害	1~3級	特別項症~第3項症	1~3級	特別項症~第3項症
知的障害者	その障害の程度が「重度」(療育手帳に記載された障害の程度が「A」の者)			
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の者			

○必要書類

1 身体障害者手帳(精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、療育手帳等)

2 運転免許証(運転者のもの)

3 自動車検査証(車検証)のコピー

4 納税通知書および納付書

5 身体障害者等を常時介護するもの(生計を一にしない者)が運転する場合は、常時介護証明書(常時介護証明書は障害福祉課にて発行されます)

6 納税義務者(所有者)の個人番号カード(写真入り)、もしくは通知カード※

※デジタル手続法の施行日時(令和2年5月25日)で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合、または、正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能です。

※必要書類を持参し、納期限までに彦根市役所税務課または福祉支所で手続きをしてください。また郵送による減免申請も受付しております。詳しくはホームページをご覧ください。税務課市民税係までお問合せください。

※前年度と同様の内容で引き続き減免を受ける場合は、3月頃に送付する「現況報告書」の提出をもって申請されたものとみなします。内容に変更がある場合、新規申請が必要となる場合がありますので、税務課市民税係までお問合せください。

様式第79号の2(第14条関係)

軽自動車税(種別割)納税通知書(口座振替用)

納税者住所

氏名

お問合せは
この番号で

お問合せ番号

軽自動車税(種別割)の課税明細

車 両 番 号	車 種	初年度検査年月(※)	重 課 税 率	税 額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

納期限

※「初年度検査年月」は、三輪および四輪の車両のみ記載しています。

金融機関名	
本支店名	
預金種別	口座番号
口座名義人	

本年度は、初年度検査年月が 年 月以前の車両に、重課税率が適用されます。

上記のとおり課税しましたので、納付してください。
なお、この市税は口座振替の取扱いになりますので、納期限の日に左記の金融機関から振替えます。

彦根市長

軽自動車税(種別割)納税通知書

〒522-8501 彦根市元町4番2号
彦根市役所
税務課 市民税係
電話 0749-30-6140(直通)

ここからはがしてご郵ください。ここからはがしてご郵ください。

1. 課税の概要
地方税法第443条およびこれに基づき彦根市市税条例の規定により、市内に主たる定住地を有する原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者に対し4月1日現在で課税します。

2. 審査請求および処分取消しの訴え
この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に彦根市長に対し審査請求をすることができます。処分取消しの訴えは、前記の審査請求に係る議決の通告を受けた日の翌日から起算して5箇月以内に彦根市を被告として(彦根市長が被告の代表者となります)提起することとなります。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する議決を撤回された後でなければ提起することができません。
①審査請求があった日から3箇月を経過しても議決がないとき、②処分、処分執行又は手続上の執行により生ずる害しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他議決を撤回しないことにつき正当な理由があるときは、議決を撤回し処分取消しの訴えを提起することができます。

3. 延滞金および督促手数料
納期限までに延滞金を完納されないときは、延滞金を徴収します。その額は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、彦根市市税条例に定める割合(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については上限年7.3%、1箇月経過後は上限年14.6%)を乗じて計算します。ただし、税額に1,000円未満の端数があるときは、またはその金額が2,000円未満の場合は、その端数金額または金額を切り捨てて計算します。また、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるときは、またはその金額が1,000円未満のときは、その端数金額またはその金額を切り捨てます。納期限までに納付がないときは、納期限後20日以内に督促状を送ります。督促状を送った場合は、病した日の翌日から1週100円を徴収します。

4. 減免
次の各号に該当する軽自動車等については、申請に基づき減免されることとなりますので、必ず納期限までに申請してください。
(1)公益のために当該専用するもの。
(2)軽自動車等の構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの。
(3)身体または精神に障害を有し、歩行が困難な人(以下「身体障害者」という)又は身体障害者等と生計を一にする人が所有する軽自動車等、所有者本人、この身体障害者等のために生計を一にする人、身体障害者等のみで構成される世帯に対して身体障害者等を照顾介護する人が要するもの(台に限定)。なお、減免要件等の詳細については、市役所税務課へお問合せください。



◎各税率表

○原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

車種	税率
原動機付自転車	2,000円
50cc以下/0.6kw以下	2,000円
90cc以下/0.8kw以下	2,400円
125cc以下/0.8kw超	3,700円
ミニカー/電気ミニカー	3,600円
二輪 家用 (125cc超～250cc以下)	6,000円
二輪 小型自動車 (250cc超)	2,000円
小型特殊自動車	5,900円
農耕作業用	
その他	

○三輪・四輪以上の軽自動車

車両の初年度検査年月により、以下のとおり分類されます。

車種	①旧税率	②新税率	③重課税率
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪	営業用	5,500円	8,200円
	家用	7,200円	12,900円
	営業用	3,000円	4,500円
	家用	4,000円	6,000円

- ① 初年度検査年月が平成27年3月以前の車両で、重課税率の対象外車両
- ② 初年度検査年月が平成27年4月以降の車両
- ③ 賦課期日(4月1日)現在で、初年度検査年月より13年を経過した車両

◎軽自動車等に関する手続きについて
 軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で登録されている所有者に課税されます。廢車や名義変更の手続きが済んでいないと、いつまでも元の所有者に課税されることとなります。
 ※軽自動車税(種別割)には、月割課税制度はありません。4月2日以降に廢車または名義変更をされても、今年度は金額課税されます。
 ※廢車とは書類上の手続きを指し、解体手続きとは真なり別途申請が必要となりますのでご注意ください。

【名義変更の手続きは15日以内】
 軽自動車などを知人に譲ったりしたときは、その理由が発生した日から15日以内に名義変更などの手続きをしなければなりません。
 相手方に手続きを依頼したときは、トラブル防止のため、後自分で確認してください。
 また、軽自動車の名義人の方が亡くなった際、その車両を引き続き使用する場合は、名義変更の手続きが必要です。

【廢車の手続きは30日以内】
 業者へ下取りに出したり、故障・事故・車検切れなどで乗らなくなった軽自動車などは、その理由が発生した日から30日以内に廢車の手続きをしなければなりません。
 登録がされたまま廢車の手続きがない場合、登録されている所有者に課税されます。

【転出に伴う手続き】
 車両を持って転出している場合は、転出先にて標識番号の交換、住所(定置場)の変更の手続きをしてください。
 なお、市区町村によって持参するものが異なる場合がありますので、各手続き先で確認してください。

原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊農耕車 小型特殊自動車	彦根市役所 税務課市民税係 電話 0749-30-6140(直通)
軽自動車 (三輪以上)	軽自動車検査協会 滋賀事務所 電話 050-3816-1843
普通自動車 125cc超のバイク	近畿運輸局 滋賀運輸支局 電話 050-5540-2064

○三輪・四輪以上のグリーン化特別対象軽自動車

グリーン化特別(軽課)とは、排出ガス性能および燃費性能に優れた環境負荷の小さい車両について、1年度分限り軽自動車税(種別割)を軽減する特別措置です。令和3年度税制改正によって、軽四輪車等のグリーン化特別について、特別の対象車を早急に導入し、適用期限が2年間に延長されました。これにより次の(ア)～(ウ)の基準を満たす車両について、自動車検査(車検証)に記載された「初年度検査年月」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの対象車は令和4年度分限り軽自動車税が軽減され、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの対象車は令和5年度分限り軽自動車税が軽減されます。

- (ア)電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車
(平成21年排出ガス基準10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合)
- (イ)営業乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成(★★★)のうち、令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準90%達成車
- (ウ)営業乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成(★★★)のうち、令和2年度燃費基準+令和12年度燃費基準70%達成車

※(イ)、(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車に限り(ハイブリット車含む)。

車種	軽課税率			新税率(参考)
	(ア)	(イ)	(ウ)	
三輪	乗用 営業用	1,000円	2,000円	3,000円
	その他	1,000円	-	3,900円
四輪	乗用 営業用	1,800円	3,500円	6,900円
	家用 営業用	2,700円	-	10,800円
	貨物 家用	1,000円	-	3,800円
	貨物 家用	1,300円	-	5,000円

車両の初年度検査年月や燃費基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)に記載されています。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 31 号

彦根市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則

彦根市議会政務活動費の交付に関する規則(平成 13 年彦根市規則第 23 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「24 万円」を「26 万円」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 32 号

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市子どもに係る医療費の助成に関する条例施行規則(平成 24 年彦根市規則第 31 号)の一部を次のように改正する。

本則中「9 歳以下助成対象者」を「12 歳以下助成対象者」に改める。

第 6 条第 1 項中「別記様式第 5 号)」の次に「または福祉医療費受給券(交付/更新)申請書(別記様式第 5 号の 2)」を加える。

別記様式第 1 号中「小学校 4 年生～中学校 3 年生の」を削る。

別記様式第 2 号注意事項 2 の項中「被保険者証または組合員証等に」および「添えて」を削る。

別記様式第 5 号中「加入している医療保険が彦根市国民健康保険であるときは、彦根市が被保険者に代わり、保険者から高額療養費相当額を受領することに同意します」を「助成対象者が彦根市国民健康保険に加入中に、保険者から高額療養費を支給されるときは、福祉医療費に係る分の申請および受領について、彦根市長に委任します」に改める。

別記様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第5号の2(第6条関係)

助成対象者(お子様)の
健康保険証の写し貼付欄

※コピーをA4版で添付される場合は、
この欄に貼り付ける必要はありません。
※被保険者資格証明書を添付される場合は、
コピーを貼り付ける必要はありません。

福祉医療費受給券(交付/更新)申請書(子ども医療用)

申請者宛名番号	
福祉番号	

保護者			男・女	助成対象者との続柄 []			
				<input type="checkbox"/> 児童手当受給者 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者			
	助成対象者	性別	生年月日	住所	加入健康保険 記号・番号・保険者番号・被保険者名	附加 給付	受給者 番号
第 子	フリガナ	男・ 女	年 月 日 (歳)		記号・番号 保険者番号 被保険者名 (続柄)	有・ 無	

上記のとおり、福祉医療費受給券の交付(更新)を申請します。
この申請に当たり、申請時および受給期間中に助成対象者の属する世帯に関する所得額、税額等の状況ならびに世帯の構成および異動の状況について調査し、公簿等を確認することに同意します。
また、医療の給付を受けた助成対象者に係る高額療養費または附加給付を当該保険者または共済組合から支給されたときは、彦根市の指定する方法により、当該給付を受けた福祉医療費から支払われた高額療養費または附加給付相当額を返還することを確約します。
なお、助成対象者が彦根市国民健康保険に加入中に、保険者から高額療養費を支給されるときは、福祉医療費に係る分の申請および受領について、彦根市長に委任します。

彦根市長 様
申請者 住 所
氏 名
生 年 月 日 年 月 日
電 話

※申請者の自署の場合は押印不要

付 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

彦根市医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 4 月 1 日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第 33 号

彦根市医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市医療費の助成に関する条例施行規則(昭和 50 年彦根市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、条例第 2 条の 2 に規定する助成対象者または当該助成対象者の保護者の同意に基づき、公簿等により当該助成対象者が受給資格の要件を満たすことを確認できるときは、前項の規定による更新の申請があったものとみなすことができる。

第 20 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、条例第 13 条に規定する助成対象者または当該助成対象者の保護者の同意に基づき、公簿等により当該助成対象者が受給資格の要件を満たすことを確認できるときは、前項の規定による更新の申請があったものとみなすことができる。

第 26 条に次の 1 項を加える。

- 2 市長は、条例第 21 条に規定する助成対象者または当該助成対象者の保護者の同意に基づき、公簿等により当該助成対象者が受給資格の要件を満たすことを確認できるときは、前項の規定による更新の申請があったものとみなすことができる。

別記様式第 1 号その 1 注意事項 2 の項、その 2 注意事項 2 の項、その 3 注意事項 2 の項およびその 4 注意事項 2 の項中「被保険者証または組合員証等に」および「添えて」を削る。

別記様式第 3 号の 2 中「および受給期間中」を「、受給期間中および更新時」に改める。

別記様式第 9 号中「小学校 4 年生～中学校 3 年生の」を削る。

別記様式第 13 号中「**福**」を削り、同様式注意事項 2 の項中「被保険者証または組合員証等に」および「添えて」を削る。

別記様式第 14 号中「および受給期間中」を「、受給期間中および更新時」に改める。

別記様式第 17 号注意事項 2 の項および別記様式第 18 号注意事項 2 の項中「被保険者証または組合員証等に」および「添えて」を削る。

別記様式第 19 号中「および受給期間中」を「、受給期間中および更新時」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- 3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

彦根市告示第 46 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、認可を受けた地縁による団体から告示された事項に変更があった旨の届出があったので、下記のとおり同条第 10 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 20 日

彦根市長 和田裕行

記

変更事項

1 代表者の変更

地縁による団体の名称	代表者の氏名および住所	
	変更前	変更後
彦富町自治会笹田地区会	松本 健二 (略)	白石 剛 (略)
大堀町自治会	北川 鉄樹 (略)	清水 晃 (略)

彦根市告示第47号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第12条第1項第1号の規定により、下記のとおり指定を取り消したので、同規則第13条の規定により告示する。

令和5年3月20日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	届出区分	業者名	営業を廃止した日
第551号	営業の廃止	山脇設備	令和5年1月5日

彦根市告示第48号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第6条の規定により、令和5年3月9日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和5年3月20日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	業者名	代表者名	所在地
第655号	株式会社さんさん	山脇 浩二	近江八幡市鷹飼町南四丁目5番地20
登録番号	名称		所在地
第656号	高村 直樹(高村住設)		栗東市野尻602番地(1005)ルネス・ピース 栗東ステーションスクエア

彦根市告示第49号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、彦根市の歳入の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和5年3月22日

彦根市長 和田裕行

記

1 委託の相手方

- 名称 近畿日本ツーリスト株式会社
- 代表者 代表取締役社長 高浦 雅彦
- 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

2 委託事務の内容

特別史跡彦根城跡内(彦根城博物館を除く。)における次に掲げる彦根市の歳入の徴収事務

- 彦根市城山観覧料条例(昭和38年彦根市条例第4号)に基づく観覧料(以下「城山観覧料」という。)
- 彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和61年彦根市条例第2号)に基づく観覧料(以下「博物館観覧料」という。)

(3) 物品の売払代金(以下「物品売払代金」という。)

3 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 徴収の方法

(1) 城山観覧料、博物館観覧料および物品売払代金は、現金で徴収し、彦根市が指定する収入通知書に基づき彦根市へ納入する。

(2) 城山観覧料、博物館観覧料および物品売払代金の徴収方法は、前号に規定するもののほか、彦根市城山観覧料条例、彦根城博物館の設置および管理に関する条例および彦根市財務規則(平成5年彦根市規則第11号)の定めるところによる。

彦根市告示第 50 号

彦根市排水設備新設補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 23 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市排水設備新設補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市排水設備新設補助金交付要綱(平成 22 年彦根市告示第 67 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「のうち、」の次に「第 5 条の規定による交付申請の日において」を加え、「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同項第 1 号中「受けている者」の次に「(以下「生活扶助者」という。)または市民税所得割非課税世帯に属する者(以下「非課税者」という。)であること。」を加え、同項第 2 号中「市民税の所得割非課税世帯に属する者であって、かつ、」を「本市における」に、「者(当該排水設備工事を実施しようとする家屋が自ら所有するものでない場合は、排水設備工事の実施について、当該家屋の所有者の同意を得ている者に限る。)」を「こと。」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 排水設備工事を実施しようとする家屋に住民登録があること。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 排水設備工事を実施しようとする家屋および土地の所有者でない場合は、当該排水設備工事の実施について当該所有者の同意が得られていること。この場合において、当該所有者が本市における市税、公共下水道受益者負担金、公共下水道受益者分担金および水道料金を滞納していないこと。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 1 項ただし書中「前条第 1 項第 2 号に該当する補助対象者については」を「補助対象者が生活扶助者である場合の排水設備工事は」に、「当該工事」を「当該排水設備工事」に、「である場合に実施する排水設備工事」を「に施工するもの」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある者が当該交付の対象となった家屋について実施する排水設備工事は、補助対象工事としない。

第 4 条の見出し中「額等」を「額」に改め、同条中「とし、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度」を「(消費税および地方消費税を含む。)(国、県その他の機関から類似の補助等を受けている場合は、当該補助等の額を除く。)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

第 4 条各号を次のように改める。

(1) 生活扶助者 300,000 円

(2) 非課税者 150,000 円

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第 5 条中「別記様式第 1 号)に、」の次に「同条第 2 項に規定する排水設備工事調書、補助対象工事に係る見積書の写し、固定資産税課税明細書または名寄帳(以下「明細書等」という。)

写しおよび」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、市の保有する公簿等によって申請に必要な内容を確認することができるときは、添付書類を省略することができる。

第5条第1号中「第2条第1項第1号に該当する者」を「生活扶助者 次に掲げる書類」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、同条第2号中「第2条第1項第2号に該当する者」を「非課税者 次に掲げる書類」に改め、同号エを削り、同条に次の1号を加える。

(3) 排水設備工事を実施しようとする家屋および土地の所有者でない者 次に掲げる書類

ア 当該所有者の納税証明書

イ 当該所有者の明細書等の写し

ウ 当該所有者が排水設備工事の実施について同意していることを証する書類

第6条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定に必要な条件を付することができる。

第7条第2項を次のように改める。

2 申請者は、前項の交付決定の前に補助対象工事に着手してはならない。

第7条の次に次の1条を加える。

(補助対象工事の変更等)

第7条の2 補助決定者は、補助対象工事の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、彦根市排水設備新設補助金変更申請書(別記様式第2号の2)に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の変更を決定し、彦根市排水設備新設補助金変更交付決定通知書(別記様式第2号の3)により当該申請者に通知するものとする。

3 前条の規定は、変更後の補助対象工事について準用する。

第9条中「別記様式第3号)」の次に「および次に掲げる書類」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) 補助対象工事に要する費用の支払を証する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

第11条後段を削る。

第12条を次のように改める。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 施行規則第7条第3項の規定により排水設備の新設等の計画の確認を取り消されたとき。

(2) 施行規則第8条第3項に規定する排水設備検査済証または除害施設検査済証を交付されないとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(4) 虚偽その他の不正行為により交付決定を受け、または受けようとしたとき。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該交付決定の取消しを受けた者に既に交付した補助金の全額または一部の返還を命ずることができる。

別記様式第1号を次のように改める。

別 記

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

(申請者) 住所 _____

フリガナ

氏名 _____

彦根市排水設備新設補助金交付申請書

彦根市排水設備新設補助金の交付を受けたいので、彦根市排水設備新設補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

工 事 の 名 称	下水道への接続を目的とした排水設備工事
施 工 場 所	彦根市
家屋の所有者	(住所) (氏名)
施工工事店名	
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- 排水設備工事調書
- 補助対象工事見積書の写し
- その他申請者の区分ごとに必要な書類

【委任する場合】

代理人 氏名 _____ (TEL : _____)
住所 _____

私は、上記の者を代理人に定め、彦根市排水設備新設補助金交付要綱に基づく補助金の交付手続きに係る一切の権限を委任します。

年 月 日
委任者(申請者) 氏名(自署してください。) _____

【同意欄】

彦根市排水設備新設補助金交付要綱第 2 条第 1 項各号に規定する要件の確認のため、市長が生活扶助の証明、住民票、市税の課税台帳等を照会することについて同意します。また、当該要件を満たさない場合は、その旨を申請者に通知することについて同意します。

申請者	フリガナ 氏名	
	生年月日	
	住所	〒
申請者以外の者 <input type="checkbox"/> 同一世帯 申請者との 続柄： _____	フリガナ 氏名	
	生年月日	
	住所	〒

<input type="checkbox"/> 家屋・土地所有者 <input type="checkbox"/> その他()		
申請者以外の者 <input type="checkbox"/> 同一世帯 申請者との 続柄： _____ <input type="checkbox"/> 家屋・土地所有者 <input type="checkbox"/> その他()	フリガナ 氏名	
	生年月日	
	住所	〒
申請者以外の者 <input type="checkbox"/> 同一世帯 申請者との 続柄： _____ <input type="checkbox"/> 家屋・土地所有者 <input type="checkbox"/> その他()	フリガナ 氏名	
	生年月日	
	住所	〒
申請者以外の者 <input type="checkbox"/> 同一世帯 申請者との 続柄： _____ <input type="checkbox"/> 家屋・土地所有者 <input type="checkbox"/> その他()	フリガナ 氏名	
	生年月日	
	住所	〒

注意

- (1) 同意する者が自ら署名してください。
- (2) 申請者と同一世帯の居住者がある場合は、全員の同意が必要です。
- (3) 家屋および土地の所有者が申請者でない場合は、当該所有者の同意が必要です。
- (4) 必要に応じて、欄を追加してください。

別記様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第2号の2(第7条の2関係)

年 月 日

彦根市長 様

(申請者) 住所 _____
 氏名 _____

彦根市排水設備新設補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた補助対象工事について、下記のとおりその内容を変更したいので彦根市排水設備新設補助金交付要綱第7条の2第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容(詳細がわかるように記載してください。)
 - (1) 変更前

(2) 変更後

3 補助金の額の変更

- (1) 変更前 金 円
- (2) 変更後 金 円

4 添付書類 市長が必要と認める書類

様式第2号の3(第7条の2関係)

年 月 日

様

彦根市長



彦根市排水設備新設補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった彦根市排水設備新設補助金変更申請について、下記のとおり決定したので、彦根市排水設備新設補助金交付要綱第7条の2第2項の規定により通知します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

- (1) 変更前
- (2) 変更後

3 補助金の額の変更

- (1) 変更前 金 円
- (2) 変更後 金 円

4 その他

別記様式第3号を次のように改める。
様式第3号(第9条関係)

年 月 日

彦根市長 様

(申請者) 住所 _____
氏名 _____

補助対象工事完了届

補助対象工事が完了しましたので、彦根市排水設備新設補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり届けます。

記

施 工 場 所	彦根市		
排水設備工事確認番号			号
完 了 年 月 日		年 月 日	
工事に要した費用		金	円
補助対象費用		金	円

添付書類

- 補助対象工事に要する費用の支払を証する書類の写し
- その他市長が必要と認める書類

別記様式第6号を削る。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市告示第51号

彦根市移住促進住宅取得費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月24日

彦根市長 和田裕行

彦根市移住促進住宅取得費補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市移住促進住宅取得費補助金交付要綱(平成28年彦根市告示第226号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「長浜市、米原市、」を削り、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 一時居住 移住をする者が、補助金の交付の対象となる住宅以外の賃貸借物件等(本市に存するものに限る。)に一時的に居住することをいう。

第3条第2項第1号中「締結まで」の次に「(一時居住を伴う移住をする者にあつては、第5号の規定による転入の日前まで)」を加え、同項第5号中「補助対象住宅」の次に「(一時居住を伴う移住をする場合は、当該一時居住を行う賃貸借物件等)」を加え、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「市税」の次に「、介護保険料および国民健康保険料」を加え、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 一時居住を伴う移住をする者にあつては、前号の規定による転入の日から第3条第1項の規定による補助対象住宅の取得の日までの期間が1年以内であること。

第6条第1号中「1年間」の次に「(一時居住を伴う移住である場合は、当該一時居住による転入の日前の1年間)」を加える。

別記様式第1号中 「 住民登録日 年 月 日 を 」

「 住民登録日 年 月 日 一時居住の有無 有 (転入日 年 月 日) ・ 無 に改め、「1年間」 」

の次に「(一時居住を伴う移住である場合は、当該一時居住による転入の日前の 1 年間)」を加える。

別記様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号(第 6 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者 住 所
氏 名

誓 約 書

彦根市移住促進住宅取得費補助金の申請に当たり、私は、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを確認し、今後も遵守することを誓約します。

記

- (1) 移住をする者で、補助対象住宅に係る工事請負契約または売買契約の締結まで(一時居住を伴う移住をする者にあつては、(5)の転入の日前まで)に本市の移住相談窓口で事前相談を行っているものであること。
- (2) 本市における居住が転勤、就学等に伴う一時的な居住ではないこと。
- (3) 補助対象住宅の所有者であること。
- (4) 交付申請の日において、本人およびその配偶者が 45 歳以下であること。
- (5) 本市外(周辺市町を除く。)から補助対象住宅(一時居住を伴う移住をする場合は、当該一時居住を行う賃貸借物件等)に居住することに伴い本市の住民基本台帳に記録された者で、その転入の日から起算して過去 1 年以内に本市および周辺市町の住民基本台帳に記録されたことがないこと。
- (6) 一時居住を伴う移住をする者は、(5)の転入の日から補助対象住宅の取得の日までの期間が 1 年以内であること。
- (7) 多子世帯または三世代同居の世帯の構成員であること。
- (8) 補助対象住宅に 4 年を超えて、多子世帯または三世代同居の世帯で居住する意思があること。
- (9) 本市における市税、介護保険料および国民健康保険料を滞納していないこと。
- (10) 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- (11) 彦根市暴力団排除条例(平成 23 年彦根市条例第 17 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員および同条例第 6 条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (12) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

別記様式第 4 号中「市民税」を「市税、介護保険料および国民健康保険料の納付状況」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の彦根市移住促進住宅取得費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、同日以後に新要綱第 3 条第 2 項第 1 号に規定する事前相談を行った者に係る補助金について適用する。

彦根市告示第52号

彦根市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月24日

彦根市長 和田裕行

彦根市移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市移住支援金交付要綱(令和元年彦根市告示第133号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「300,000円」を「1,000,000円」に改める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

彦根市告示第53号

彦根市移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月24日

彦根市長 和田裕行

彦根市移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

彦根市移住・定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱(令和3年彦根市告示第108号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号中「滋賀大学(彦根キャンパスに限る。)、滋賀県立大学および聖泉大学」を「本市に存する大学等(市長が認めるものに限る。)」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を含む。)、同法第108条第3項に規定する短期大学、同法第115条第1項に規定する高等専門学校および同法第124条に規定する専修学校(修業年限が2年以上の専門課程に限る。)をいう。

第3条中「という。)は」の次に「、大学等を卒業した者(市内大学以外の大学等を卒業した者にあつては、本市に居住の実態を有し、本市の住民基本台帳に記録された日または市内事業所に就業をした日が第7条の規定による交付申請(以下この条において「交付申請」という。)の初年度(以下この条において「申請初年度」という。)の前年度の1月1日から申請初年度の2月末日までの間である者に限る。)で」を加え、同条第1号中「本市に」を「交付申請の日において、本市に」に、「第7条の」を「当該」に改め、同条第2号中「市内大学」を「大学等」に、「補助金の交付を申請する年度」を「申請初年度」に改め、同条第3号中「市内事業所に就業していること」を「交付申請の日において、市内事業所に就業していること」に、「第7条の規定による交付申請の日」を「同日」に改め、同条第4号中「第7条の」を削り、「を行った日」を「の日において、同日」に、「就業する」を「就業をする」に改め、同条第5号中「補助金の交付を申請する初年度」を「申請初年度」に、「第7条の規定による申請」を「交付申請」に改め、同条第8号中「市税」の次に「および国民健康保険料」を加え、同条第10号中「補助金の交付を申請する初年度」を「申請初年度」に、「第7条の規定による申請」を「交付申請」に改める。

第7条第1項第2号中「市内大学」を「大学等」に改め、同項第3号中「第2条第3号ア」を「第2条第4号ア」に改める。

第10条第2号中「第2条第3号ア」を「第2条第4号ア」に改める。

別記様式第1号中「卒業した大学」を「卒業した大学等」に、「市民税」を「市税、国民健康保険料」に、「市内大学」を「大学等」に改める。

別記様式第2号中「大学名」を「大学等名」に改める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。